

資料 3

(案)

令和5（2023）年度

さいたま市地域密着型サービス事業者公募要領

令和5年4月3日

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課

1 公募の趣旨

さいたま市では「さいたま市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」に基づき、地域密着型サービスの整備を進めていきます。

地域密着型サービスの整備については、サービスの質の確保と地域バランスに配慮し、公平性・透明性・客觀性を担保した手続きの下、可能な限りよりよいサービスをさいたま市民に対して提供することが期待できる事業者を選定するために、公募により指定申請事業者を決定します。

指定申請事業者の決定に際しては、都市計画法に規定する市街化区域に計画している事業者を優先とし、事業所開設の趣旨及び理念等を総合的に考慮して決定します。

なお、決定後、選定事業者はホームページ等で公表いたします。

2 公募するサービス種類

サービス種別	日常生活圏域	整備数	特記事項
療養通所介護	市内全域	制限なし	・本要領に定める募集期間によらず開設計画書の提出を受け付けます。
単独型・併設型認知症対応型通所介護（介護予防を含む）		7事業所	
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）	・西区（南部） ・北区（西部） ・見沼区（北部） ・中央区（南部） ・桜区（北部） ・浦和区（東部・中部） ・緑区（北部） ・岩槻区（北部）	5事業所	・共生型障害福祉サービス（共生型生活介護、共生型自立訓練、共生型児童発達支援、共生型放課後デイサービス又は共生型短期入所）の指定を併せて受けるよう努めてください。 ・小規模多機能型居宅介護事業所から看護小規模多機能型居宅介護事業所へ転換の場合にあっては、本要領に定める募集期間によらず開設計画書の提出を受け付けます。
看護小規模多機能型居宅介護	・見沼区（南部） ・桜区（北部） ・浦和区（中部） ・南区（中部・西部） ・岩槻区（中部）	2事業所	・定員は27人（1ユニット当たり9人以下、3ユニット以下）を上限とします。 ・共用型認知症対応型通所介護の指定を併せて受けるよう努めてください。
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）	桜区、緑区を除く市内全域	定員数の合計が81床	
地域密着型特定施設入居者生活介護	・見沼区全域 ・中央区全域 ・桜区全域 ・浦和区全域 ・緑区全域	2施設	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5施設	・空床型（介護予防）短期入所生活介護及び共生型短期入所の指定を併せて受けるよう努めてください。	

※ 同一圏域内で同一サービス（小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護は、同一サービスとして取り扱う）を同時に選定しません。

3 応募資格

- (1) 介護保険法第78条の2第4項第4号の2から第12号及び第115条の12第2項第4号の2から第12号に該当しない法人であること。ただし、看護小規模多機能型居宅介護に限り、病床を有する診療所の開設者が応募する場合は、法人格を有しない者でも応募資格を有する。
- (2) さいたま市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと、また、暴力団に利益となるような行為を行わないこと。
- (3) 代表者及び役員等が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、また、暴力団員を雇用しないこと。
- (4) 応募開始日現在、介護保険サービス事業を運営しており、かつ1年以上の実績があること。
- (5) 開設計画書等の提出時点において、法人が運営している全事業所が、介護保険法に基づく介護保険事業者の指定の全部効力又は一部効力の停止を受け、同効力の停止期間終了日から1年以内でないこと。

4 応募要件（※以下の各号のすべての要件を満たすこと。）

- (1) 令和6年4月1日から令和7年4月1日までに開設する計画であること。なお、事業所の部分的な開設は認めない。
- (2) 指定申請までに介護保険法上の全ての指定基準を満たし、開設予定日までに開設することが確実に見込まれる計画であること。なお、応募申込以降の整備計画の変更は軽微な変更を除き認めない。
- (3) 建築行為を伴う場合、建築に際して必要な手続きについて担当所管課と事前の相談が済んでいること。

5 公募の日程

期間	内容
令和5年 4月3日（月）～6月30日（金） (土・日曜日、祝日を除く)	開設計画書の受付・公募要領等の配布
令和5年7月中	書類審査
令和5年7月中	ヒアリングの実施
令和5年8月下旬	さいたま市地域密着型サービス運営委員会への諮問
令和5年9月上旬	指定申請事業者の決定

6 公募要領等の配布

- (1) 配布方法 さいたま市役所2階介護保険課窓口 又は 市ホームページ
ホームページ「令和5年度 さいたま市地域密着型サービス事業者の公募について」
<https://www.city.saitama.jp/005/001/018/003/p042835.html>
- (2) 配布期間 令和5年4月3日（月）～令和5年6月30日（金）（土・日曜日、祝日を除く）
- (3) 配布時間 介護保険課窓口での配布は、午前8時30分から午後5時15分まで

7 応募方法

- (1) 開設計画書等の提出
提出期間内に、「令和5年度 地域密着型サービス開設計画書提出書類一覧」に掲げる書類一式を介護保険課に提出してください。
- (2) 提出期間
令和5年4月3日（月）～令和5年6月30日（金）
※ 開設計画書等の修正を含め募集期間内に提出して下さい。
- (3) 提出方法
 - ① 紙資料3部（正本1部、副本2部）を提出してください。正本と副本の記載内容が異なることの無いように注意してください。
 - ② 紙資料はフラットファイル等を用いてA4判左穴あけ綴りで提出してください。
 - ③ 紙資料はフラットファイル等の表紙と背表紙に、以下の事項を記載してください。
 - ア 「地域密着型サービス事業者開設計画書」
 - イ サービス種別
 - ウ 圏域

エ 法人名

- ④ 「令和5年度 地域密着型サービス開設計画書提出書類一覧」の順に並べ、項目ごとにインデックスを付けた仕切り紙をはさんでください。

(4) 注意事項

- ① 提出いただいた書類は返却いたしません。
- ② 書類等の作成に係る費用は、全額事業者負担となります。
- ③ 応募書類に、虚偽その他不正があった場合、決定を取り消すことがあります。
- ④ 応募を取り下げる場合は、速やかに応募辞退届をさいたま市介護保険課に提出してください。

8 指定申請事業者の決定

(1) 選定の方法

事業者の選定に際し、書類審査とヒアリングによる審査を行います。選定の基準は、次の「選定基準の主な着眼点」に照らして評価を行い、さいたま市地域密着型サービス運営委員会での意見を踏まえて指定申請事業者を決定します。

なお、決定に際しては一定の条件を付与することがあります。

◎ 選定基準の主な着眼点

項目	内容
運営理念・設置主体	<ul style="list-style-type: none">・ サービス提供にあたり、基準を理解しているか。・ 他市町村における公募サービス運営など介護サービス事業運営の実績はあるか。・ 利用者への個別具体的なケアの方針があるか。・ 個人情報保護、虐待防止への取組みをしているか。・ 事故発生時の対応に関する規定があり、さいたま市の事故発生時の報告取扱指針を理解しているか。・ 苦情対応時の規定が定められており、内容が適切であるか。・ 経営状況の安定性。・ 市場調査による需要見込みの確実性及び事業計画について。・ 過去5年度において、選定後に地域密着型サービス計画を取り下げていないか。・ 過去5年度において、地域密着型サービス事業所を廃止していないか。
建築計画	<ul style="list-style-type: none">・ 借地及び借家を予定している場合、土地及び建物の所有者に対し、誠実な説明を行い、計画への理解を得ているか。また、法定相続人の理解も得ているか。・ 市街化区域であるか。・ 開発に係るスケジュールの確実性を確保しているか。
地域連携	<ul style="list-style-type: none">・ 地域住民への説明を行い、サービス提供への理解を得ているか。・ 定期的に介護教室の開催を予定するなど地域への貢献を行い、地元住民からの要望に応える体制があるか。

設 備	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供に当たり、余裕のある空間を確保しているか。 地域交流が出来るスペースを設けているか。 車いす用トイレ、機械浴室など、重度者の受け入れに配慮しているか。 必要な消防設備、防火安全対策を備えているか。 十分な事務スペースを確保しているか。 職員休憩室を設けるなど、職員の待遇に配慮しているか。 個人情報保護に配慮されているか。 非常災害対策計画の策定等、災害への対策への備えはできているか。 浸水想定区域外であるか。
人員配置	<ul style="list-style-type: none"> 開設者研修や管理者研修等、開設にあたり必要となる研修は修了しているか。 地域密着型サービスの経験者、有資格者の確保を確実に行えるような計画があるか。 キャリアパスの要件を定めるなど、従業者の待遇に配慮しているか。 従業者個別に研修計画を定めるなど、従業者のスキルアップを図る体制があるか。 サービス提供に関する会議を定期的に開催するなど、職員の情報共有を図り、利用者へのサービス提供の質を向上させる体制があるか。 職員の定着、確保に向けた方策、体制があるか。

(2) 決定後の流れ

指定申請事業所として決定した事業者は、介護保険法その他関係法令を遵守し、事業開始の準備を行い、指定申請書及び関係書類については、開設予定日の前月10日までに提出してください。

指定は毎月1日付となります。

(3) 地域医療介護総合確保基金による補助金（さいたま市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金（整備助成事業、施設開設準備経費等支援事業等））の活用を検討している場合には、別に定める「さいたま市地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金交付要綱」をご確認いただき、開設計画書等の提出期限までに必ず申し出てください。

なお、当補助金については、埼玉県の補助金を活用したものであることから、埼玉県の予算の範囲内において本市が補助金の交付を決定することとなります。

9 問合せ先

さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

TEL 048-829-1265

FAX 048-829-1981

Mail kaigo-hoken@city.saitama.lg.jp